

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改正案	現行
<p>4 (略)</p> <p>15 第15条の五 (略)</p> <p>2 繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額（以下この条において「評価性引当額」という。）がある場合には、次の各号に掲げる事項を前項第一号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。</p> <p>一 当該評価性引当額</p> <p>二 当該評価性引当額に重要な変動が生じた場合には、その主な内容</p> <p>3 第一項第一号に掲げる事項に繰越欠損金（法人税等に係る法令の規定において繰越しが認められる期限（第一号において「繰越期限」という。）まで繰り越すことができる欠損金額（法人税等に係る法令の規定に基づき算定した各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）をいう。以下この項において同じ。）を記載する場合であつて、当該繰越欠損金が重要であるときは、次の各号に掲げる事項を併せて注記しなければならない。</p> <p>一 繰越期限別の繰越欠損金に係る次に掲げる事項</p> <p>イ 繰越欠損金に法人税等の税率を乗じた額</p> <p>ロ 繰越欠損金に係る評価性引当額</p> <p>ハ 繰越欠損金に係る繰延税金資産の額</p> <p>ニ 繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由</p>	<p>3 (略)</p> <p>15 第15条の五 (略)</p> <p>2 繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合には、当該金額を前項第一号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(各資産の範囲)

第二十二條 財務諸表等規則第十五條から第十六條の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、財務諸表等規則第三十一條第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二十三條 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一七 (略)

八 (削る)

九 (略)

二 (略)

三 第一項第八号に掲げる項目に属する資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

四 (略)

(各負債の範囲)

第三十六條 財務諸表等規則第四十七條から第四十八條の三まで及び第五十一條から第五十一條の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。

(各資産の範囲)

第二十二條 財務諸表等規則第十五條から第十六條の三まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の五まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、財務諸表等規則第三十一條第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第二十三條 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一七 (略)

八 繰延税金資産

九 (略)

二 (略)

三 第一項第九号に掲げる項目に属する資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

四 (略)

(各負債の範囲)

第三十六條 財務諸表等規則第四十七條から第四十八條の四まで及び第五十一條から第五十一條の五までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。

(流動負債の区分表示)

第三十七条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第六号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一～四 (略)

(削る)

五～八 (略)

2・3 (略)

4 第一項第五号の引当金は、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

5 第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(繰延税金資産又は繰延税金負債の表示)

第四十五条

第三十条第一項第三号に掲げる繰延税金資産と第三十八条第一項第四号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債

(流動負債の区分表示)

第三十七条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第六号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一～四 (略)

繰延税金負債

六～九 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号の引当金は、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

5 第一項第九号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(繰延税金資産又は繰延税金負債の表示)

第四十五条

第二十三条第一項第八号に掲げる繰延税金資産と第三十七条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2| 第三十条第一項第三号に掲げる繰延税金資産と第三十八条第一項第四号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債

。として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない

。として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改 正 案			現 行
様式第四号 【連結貸借対照表】	(単位： 円)		様式第四号 【連結貸借対照表】
	前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当連結会計年度 (平成 年 月 日)	前連結会計年度 (平成 年 月 日)
資産の部			資産の部
流動資産			流動資産
(略)			(略)
原材料及び貯蔵品	×××	×××	原材料及び貯蔵品
(削る)			<u>繰延税金資産</u>
その他	×××	×××	その他
流動資産合計	×××	×××	流動資産合計
固定資産			固定資産
(略)			(略)
繰延資産			繰延資産
(略)			(略)
資産合計	×××	×××	資産合計
負債の部			負債の部
流動負債			流動負債
(略)			(略)
未払法人税等	×××	×××	未払法人税等
(削る)			<u>繰延税金負債</u>
(略)			(略)
流動負債合計	×××	×××	流動負債合計
固定負債			固定負債
(略)			(略)
負債合計	×××	×××	負債合計
純資産の部			純資産の部
(略)			(略)
負債純資産合計	×××	×××	負債純資産合計
(記載上の注意)			(記載上の注意)
(略)			(略)